



公益社団法人 全日本不動産協会 会員の皆様へ

全日本不動産協会安心 R 住宅研修 開催のお知らせ

平成 30 年 4 月 1 日より安心 R 住宅の
流通が開始されます。

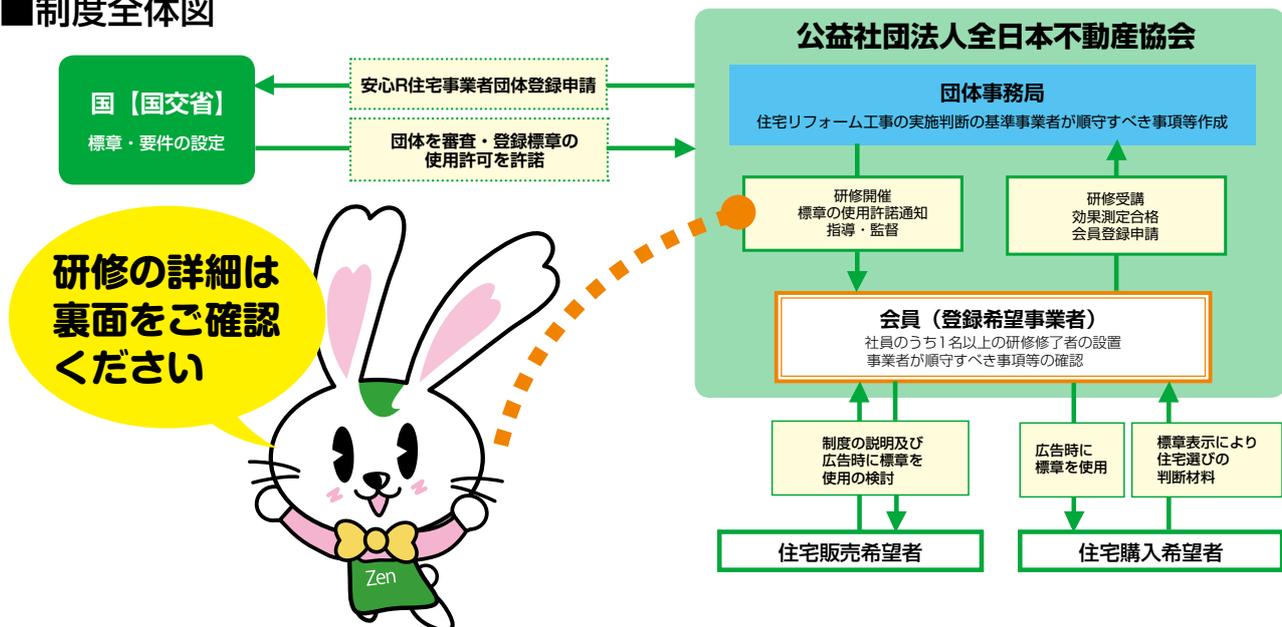
安心 R 住宅（特定既存住宅情報提供事業者登録制度）とは

耐震性があり、既存住宅瑕疵保険締結の検査基準に適合した住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与の下で事業者団体が標章（「安心 R 住宅」マーク）を付与するしくみです。当協会のような事業者団体から標章の使用許諾を受けた事業者は、物件の広告時に標章を使用することができます。

この制度により、消費者は「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」と思われる既存住宅を選択することができますようになります。

※当協会は事業者団体として登録申請をしております（平成 30 年 2 月末日現在）。

■制度全体図



✓ 安心 R 住宅の要件

以下の要件を満たす既存住宅であることが条件となります。

①新耐震基準を満たしている

1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降の建築確認済証を受けた住宅、あるいは耐震補強工事を実施して現行の耐震基準を満たすことを証明する「耐震基準適合証明書」が発行された住宅。

②既存住宅売買瑕疵保険の現場検査に適合している

既存住宅売買瑕疵保険法人に登録をした検査事業者による現場検証を受け「検査適合証」が発行された住宅。
※既存住宅売買瑕疵保険を利用するかどうかは問われません。

③リフォーム済みまたはリフォーム提案書がある

リフォーム工事が完了済みの住宅。または、全日リフォーム実施判定基準に照らしリフォーム工事が必要である設備・部位のリフォーム提案書がある住宅。

④住宅履歴事項の有無の開示がされている

住宅の性能や維持保全状況、共同住宅では管理の状況などの情報収集を行い、広告をするときに、当該住宅に関する書類の保存状況等を記載した安心 R 住宅調査報告書を作成・交付するとともに、住宅購入者の求めに応じて情報の内容を開示できる住宅。

これらを満たした住宅に限り、広告時に標章を使用することができます。

全日安心 R 住宅標章の利用をご希望の方へ



事業者団体ごとに、登録のルールや要件、規程は異なります。全日会員の皆様が標章を使用する場合は、当協会へ使用申請をし、許諾を受けなければなりません。この申請をするためには代表者・役員・従業員のうち1名以上、全日本不動産協会安心 R 住宅研修を修了した「研修修了者」が在籍していることが必要になります。

▶ 広告に標章を使用するまでのフロー



※使用申請方法は今後変更になる場合がございます。

全日本不動産協会 安心 R 住宅研修のご案内

標章使用許諾を受けるためには、1社につき1名以上の研修修了者が必要となります。

研修プログラム

- ①安心 R 住宅制度の趣旨
- ②標章使用開始手続き
- ③安心 R 住宅の要件
- ④媒介契約受託時の注意点
- ⑤現場検査の手配
- ⑥リフォーム提案書の手配
- ⑦安心 R 住宅調査報告書の提出
- ⑧標章使用時の注意点
- ⑨客付け業者の標章使用に関する注意点
- ⑩罰則規定

※効果測定を含み約2時間の研修です

研修の開催概要及びお申込みは、全日本不動産協会ホームページのお知らせよりご覧ください。

<https://www.zennichi.or.jp/>



- ▶ WEB 申込
- ▶ 各都道府県で開催予定
- ▶ 受講料無料
- ▶ 当日効果測定あり

お問い合わせ

公益社団法人 全日本不動産協会
総本部事務局

TEL : 03-3263-7030 FAX : 03-3239-2198

